

## 第2号様式（第3関係）

### 平成30年度 第2回豊山町国民健康保険運営協議会 議事録

#### 1 開催日時

平成31年2月18日（月） 午後2時00分～午後3時00分

#### 2 開催場所

豊山町役場3階 会議室5

#### 3 出席者

（委員）9名

土屋正子委員 渡邊勝利委員 山本久富委員

野崎千佳委員 鈴木泰男委員 伊藤政子委員

水野晃委員 岩村みゆき委員 栗田昌子委員

（事務局）4名

堀尾生活福祉部長 横田保険課長

栗山国民健康保険・医療係長 浅野国民健康保険・医療係主事

#### 4 傍聴者 2名

#### 5 議題

##### （1）諮問事項

国民健康保険税条例の一部改正（案）について

##### （2）その他

#### 6 議事内容（要点筆記）

##### 【生活福祉部長】

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より「平成30年度第2回豊山町国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めます生活福祉部長の堀尾です。よろしくお願いいたします。

本日の議事録につきましては、発言時の個人名を伏せ、「要点筆記」にてホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は2名の傍聴の申し出がありましたので報告させていただきます。

本日の資料のご確認をお願いいたします。

「本日の会議次第」、「委員名簿」、「国民健康保険運営協議会規則等」、「諮問書（写）」、「会議資料」、「会議資料別冊」を各1部配布しております。不足等はありませんか。

それでは、会議次第に沿って始めさせていただきます。はじめに、服部町長よりご挨拶申し上げます。

##### 【町長】

本日は、大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。また、昨年は、来年度の国民健康保険税の改定につきまして、限られた時間の中でご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

## 第2号様式（第3関係）

本日は、前回の会議での答申をもとに設定しました平成31年度の税率案について、再度、ご説明するとともに、3月議会に提出予定の国保税条例の一部改正について諮問をさせていただいておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

最後に、今後とも本町の国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いして、あいさつに代えさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

### 【生活福祉部長】

ありがとうございました。

ここで、町長から会長に諮問書をお渡しします。町長は会長席の横へ移動をお願いします。

（諮問）

ありがとうございました。町長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。

続きまして、次第2の会長からご挨拶をお願いします。

### 【会長】

本日は、大変お忙しい中、会議にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の運営協議会では、前回、ご審議いただきました平成31年度の国保税率にかかる国保税条例の一部改正について諮問されております。また、本町の国保の状況や来年度予算（案）などについても説明がありますので、委員の皆さまにおかれましては、その内容をご審議いただきたいと思います。本日もよろしく願いいたします。

### 【生活福祉部長】

これ以降の会議の進行につきましては、会長の取り回しでお願いします。

### 【会長】

それでは、これより会議を始めます。

まず、次第3の議事録署名委員の指名ですが、本日の会議の署名委員につきましては、土屋委員と渡邊委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次第4の「諮問事項 国民健康保険税条例の一部改正（案）について」に入ります。

事務局からの説明を求めます。

### 【保険課長】

「諮問事項 国民健康保険税条例の一部改正（案）について」を資料に基づき説明した。

### 【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問・意見のある方は挙手をお願いします。

## 第2号様式（第3関係）

### 【委員】

5ページの第23条の税率改定に伴う均等割の軽減額の改正の仕組みについて説明してほしい。

### 【国保・医療係長】

例えば、①7割軽減の医療給付費分は14,280円となっていますが、これは第5条の医療給付費分20,400円の7割の額となっています。今回第5条の医療給付費分20,400円を22,400円に改正しますので、その7割の15,680円になります。以下は同様の計算となっています。

### 【委員】

税率の引き上げに対し、被保険者からの意見などはないか。

### 【保険課長】

現在のところ、税率の引き上げに対する意見は頂いていません。

### 【委員】

6ページの賦課限度額引き上げにより、限度額世帯数が40世帯から37世帯と3世帯減少するが、その3世帯の影響額はわかるか。

### 【国保・医療係長】

個々の世帯の影響額は把握していませんが、今回の医療給付費分を54万円から58万円と4万円引き上げますが、仮に40世帯が4万円引き上がると160万円になります。しかし、試算結果は155万円となったため、その差額の5万円が3世帯が限度額に到達しないことによる影響額となります。

### 【委員】

8ページの県が示した本算定結果の平等割より豊山町の平等割が高くなっているのはどうしてか。

### 【国保・医療係長】

1ページに国民健康保険税率（案）の考え方をお示ししましたが、平等割については、国保世帯の負担増を回避するため、平成30年度から平成32年度までは、平成29年度の税率を維持することとしています。そのため、結果的に県が示した平等割額より高い設定となっています。

### 【会長】

多くのご質問・ご意見ありがとうございました。

改正案に対する異議や反対意見などもないようですので、改正案を適正とすることよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございました。適正と認める内容で、町長に答申することとします。答申文につきましては、私に一任願えますでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございました。それでは、私が代表して、答申を町長へ提出することとします。

続きまして、次第5の「報告事項」に移ります。事務局からの説明を求めます。

## 第2号様式（第3関係）

### 【国保・医療係長】

「報告事項」を資料に基づき説明した。

### 【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問・ご意見のある方は挙手をお願いします。

### 【委員】

10ページの被保険者1人当たりの医療費の推移のうち、65～74歳の医療費が前年度より高くなっている理由はわかるか。また、予算案では医療給付費が前年度より減額しているがどうしてか。

### 【国保・医療係長】

65～74歳の医療費が前年度より高くなっている理由、癌をはじめとした高額な医療が増加したためです。また、予算案の医療給付費が前年度より減額した理由は、65～74歳をはじめ1人あたりの医療費は前年度より高くなっていますが、被保険者数が減少したため全体としての医療給付費は減額となりました。

### 【委員】

9ページの被保険者数は年々減少しているが、10ページの1人あたりの医療費は増加しているがどうしてか。

### 【国保・医療係長】

被保険者数は厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がったことにより減少していますが、厚生年金保険・健康保険の加入する世代は、比較的医療費が低い若い世代が多く占めています。このため国民健康保険に残る被保険者は比較的医療費が高い高齢者が多く占めるため、1人あたりの医療費が増加しています。

### 【会長】

続きまして、次第6の「その他」に移ります。事務局からの説明を求めます。

### 【保険課長、国保・医療係主事】

「その他」を資料に基づき説明した。

### 【委員】

14ページの旧被扶養者減免の応益割保険料に係る減免期間が2年間に見直しされるが、その理由はなにか。

### 【国保・医療係長】

後期高齢者医療制度にも同様に旧被扶養者に対する軽減制度がありますが、この制度が2年間に改正されたため、国保もそれに合わせた改正となっています。

### 【委員】

14ページの旧被扶養者減免の応益割保険料に係る減免期間の見直しは必ず改正しないとイケないのか。

### 【国保・医療係長】

後期高齢者医療制度は法律が改正されたことにより、軽減制度が2年間に改正されました。今回、後期高齢者医療制度と平等になるように国民健康保険も改正するよう国から通知されたことにより改正するものです。

## 第2号様式（第3関係）

### 【委員】

14ページの旧被扶養者減免の応益割保険料に係る減免期間の見直しの対象者は何人いるのか

### 【国保・医療係主事】

旧被扶養者の世帯は20世帯で、そのうち4世帯が今回改正の対象となります。

### 【会長】

本日本日予定しておりました議題につきましては全て終了しました。委員の方々と、何かご意見がありましたらお聞きしますが、いかがでしょうか。

ないようでしたら、これをもちまして平成30年度第2回豊山町国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。